

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和2年10月9日（金曜日）
開催場所	茨木市立障害福祉センターハートフル 4階大会議室
議長	新野会長
出席者	石田委員、山口委員、太田委員、中西委員、 森川委員、岡田委員、森脇委員
欠席者	高田委員、上島委員
事務局職員	北川健康福祉部長、青木健康福祉部次長兼地域福祉課長、 竹下健康福祉部次長兼相談支援課長、中井こども育成部次長兼子育て支援課長、河原障害福祉課長、石井障害福祉課課長代理、 中村相談支援課副主幹、藤岡子育て支援課発達支援係長、 女鹿福祉指導監査課指導監査係長、名越相談支援課相談二係長、 刈込障害福祉課認定給付係長、藤山障害福祉課計画推進係長
議題(案件)	1. 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（骨子案） について 2. 地域生活支援拠点等の整備状況について 3. その他
資料	次第 資料1 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期） （骨子案） 資料2 第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方（抜粋） 資料3 茨木市版地域生活支援拠点等の整備について 配席表

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
石井障害福祉課課長代理	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和2年度第2回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はコロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議時間につきましては90分以内での終了、3時30分までを予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、マスクを御着用での会議となりますので、御発言の際には必ずマイクを使用していただきまして、手話通訳士が聞き取りやすいようにできるだけ大きな声でゆっくりとお話いただきますよう、御配慮いただきますように、併せてお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日お配りさせていただいております。資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております、令和2年度第2回茨木市障害者施策推進分科会の次第、資料1、これが計画の草稿です。そして資料2、これが大阪府の基本的な考え方の（抜粋）のもの、そして資料3、地域生活支援拠点と整備についてという資料をお配りさせていただいておりますが、皆様お手元にありますでしょうか。</p> <p>また、現行の総合保健福祉計画、これにつきましても、皆様お持ちでしょうか。もしお持ちでなければ事務局のほうにありますので、お手を挙げてください。</p> <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、新野会長よろしくお願いいたします。</p>
新野会長	<p>皆様、こんにちは。お足元の悪い中、お出かけくださいましてありがとうございます。</p> <p>今日も委員の皆様、事務局の皆様の御協力のもと順調に会議が進みますように、どうぞよろしくお願いいたします。では座らせていただきます。</p> <p>では、会議に入っていきたいと思います。</p> <p>総合保健福祉審議会と同様、本分科会の会議録は原則公開ということになりますので、御了解いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願い</p>

石井障害福祉課課長代理	<p>いいいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況について御報告いたします。</p> <p>委員総数10人のうち御出席は8人、欠席はお二人です。過半数以上の出席をいただいております。また本日はお一人の方が傍聴されていることを御報告いたします。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>では、議事に入ります前に、会議の進め方についてお諮りをいたします。</p>
太田委員	<p>本日は議題が3つございます。お手元の、この議事次第のとおりでございますが、それぞれの議題について事務局のほうから説明をしていただき、その内容について順次皆様から御意見、御質問などをいただき、それで議題を次々こなしていくというやり方でよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>すみません。次第3の「その他」のところなんですけれども、どういった案件なのか、テーマだけでも先に教えていただければと思います。</p>
新野会長	<p>私のほうで今のところお伺いしているものは特にございません。皆さんの討議の中で重要案件にするべきことが出てまいりましたら、ここに上がることになるかと思えます。そのように御承知ください。</p> <p>ほかはよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>では、議事に入りたいと思います。</p> <p>まず、最初の議題1です。「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（骨子案）について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>「者」のほうは藤山さんです。「児」のほうは藤岡さんです。よろしくお願いたします。</p> <p>障害福祉課計画推進係長の藤山と申します。議題1について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料1及び2に沿って、障害福祉課と子育て支援課から御説明をいたします。</p> <p>まずは、それぞれの資料について簡単に説明をさせていただきます。資料の1は、新たに作成する計画の冊子を構成する内容の案になります。現行の計画であります、障害福祉施策に関する第4次長期計画、障害福祉計画の（第5期）、及び障害児福祉計画（第1期）の現状の動向や評価、課題とともに、この9月末までに国や大阪府から示されていた方針案や、障害当事者団体、あるいは障害福祉サービス、障害児福祉サービスの事業者様の代表の方々からのヒアリングをさせていただいた内容を踏まえまして、障害福祉計画の（第6期）と障害</p>

児福祉計画（第2期）の各成果目標や活動指標をお示ししたのになります。

なお、本日の会議では、新たな2つの計画に関しましては、成果目標や活動指標の設定に係る考え方を示すものになりまして、具体的な各数値等につきましては、本日の会議において委員の皆様にご確認、御指摘をいただいた考え方に基づいて急ぎ設定をさせていただきます。

続いて資料の2についてですが、今回の会議の資料を皆様のお手元にお送りする直前、10月に入りましてから、大阪府からこの計画に関しての考え方が示されました。本来であれば、この資料2の内容も含めて市として一つの計画案を作って資料としてお示しすべきところなんですけれども、ちょっと会議までの時間の関係から、今回は別資料とさせていただきます。

その資料2の中身といたしましては、示された府の考え方のうち、資料1に盛り込むことが出来ていない内容、今後追加で盛り込まれていく内容を抜粋したのになります。

この後の議題1の進め方についてですけれども、内容が少し多くなりますので、まずは現行計画に関する部分について2課から説明をさせていただきます。そこで一旦御意見を頂戴いたしました後、新しい計画についての部分を説明させていただければと思っております。

では、資料1の、まず1枚めくって3ページを御覧ください。第1節といたしまして、現行の長期計画の動向と、障害者・児の各福祉計画に関する評価を記しています。

まず、障害者施策に関する第4次長期計画の動向についてですが、計画期間の中間に当たるということで、全体の評価、あるいは今回大幅な見直しというものを行うものではありませんが、計画策定からの約3年の間の、障害者福祉を取り巻く出来事や情勢変化の影響を受けて、ここからの後半の3年間に向けて特に強調して掲げる項目を取り上げています。

項目としては大きく4つを上げておまして、それぞれ関連する基本目標を記載しています。1つ目の条例に関する項目と、2つ目の災害に関する項目は、実施をさせていただきましたヒアリングにおいても特に皆様の関心が高い項目だったかなと思っております。計画の考え方の柱となっております。「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」についての趣旨をこのタイミングで再確認をし、また、本市が直面した災害等によって見えた新たな課題等についてもこちらに示しております。

3つ目につきましては、後半の3年間において、市立の障害福祉施

設について、改めて今後のあり方の検討を行うことを示しまして、4つ目につきましては、国や大阪府から示された方針に今回新たに盛り込まれた内容でして、市といたしましてもそれに合わせる形で設定した項目になります。

続きまして、資料の6ページからの、障害福祉計画（第5期）の評価についてです。計画期間は令和2年度末、今年度末までになりますので、最終的な計画の評価ということは来年度に行うこととなりますが、昨年度までの実績報告と、その評価を記したものになります。その内容につきましては、7月に行いましたこの第1回分科会で御報告させていただいたものとほぼ同じですので、詳細についての説明は今日は割愛をさせていただきますが、課題を受けての今後の方向性については、この評価の部分には詳細を記さずに、今後の方向性というのを表す新しい計画の目標及び見込み量の設定のほうに、この今後の方向性を反映していこうと考えています。

ここで1点補足がありまして、ページでいいますと10ページ以降の活動指標に関する評価の部分で、第1回の会議におきまして、太田委員から御指摘をいただいたことがございました。それぞれのサービスの実績値を算出するに当たって、身体障害と知的障害など、複数の障害がある方を、どちらの障害としてカウントするのかということについて、その人の主たる障害とカウントが一致していないのではないかと御指摘でした。本日の資料に関しましては、従来のカウント方法に基づいて算出し、大阪府にも報告をした数値になりますので、そのときから修正はされていない形になりますが、次期計画の見込み量設定や、今後の実績算定に関しましては御指摘を受けて主たる障害の確認を反映していけるように考えています。

続きまして、子育て支援課から、障害児福祉計画（第1期）について御報告をさせていただきます。

藤岡子育て支援課発達支援係長

子育て支援課発達支援係長藤岡と申します。よろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

資料のほう20ページからを御覧ください。こちらが現行の障害児福祉計画（第1期）の評価についてです。障害福祉計画と同様、計画期間は令和2年度末までとなっておりますので、最終的な評価については来年度に行うことといたします。昨年までの実績報告と評価を記したものとなっております。過去3年間の実績ということで上げさせてもらっておるのですが、この障害児福祉計画のほうは30年度からスタートしている部分になりますので、29年度の実績というものがありませんので、そこは空欄で表示させていただいております。

	<p>中身につきましては、7月の第1回の分科会でも御報告しました内容とほぼ同一となっております。詳細な説明は割愛させていただきますが、この計画策後に新たに開始しましたサービスについて、補足で説明させていただきます。24ページを御覧ください。</p> <p>こちらが障害児通学支援事業ということで、地域生活支援事業の移動支援の枠組みを使い、障害児の通学を支援する事業を、令和元年の2学期（8月末）から開始しております。ということで、令和元年度につきましては、8か月間の実績しかございません、その数字がここに上げられておりますように、月当たり4人の方が利用されていらっしゃるって、月当たりですねこれも、34時間の実績ということになっています。</p> <p>また、今年度について、新型コロナウイルスの関係で学校が臨時休業になっていたこともあり、実際に利用している方はこれによりも少ない実績となっております。もともと常に、毎日利用していただくという想定サービスではなくて、緊急時に保護者さんが病気とか、けがをされたとき等に、緊急時に利用していただくサービスと考えています。</p> <p>以上です。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>第1節の部分、評価について御説明をいただきましたので、ここで一旦区切りまして御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思っております。</p>
太田委員	<p>太田委員さんですね。お願いいたします。</p> <p>3ページの1番の①、障害理解を深める啓発の推進のところですが、ここに、最初のところに「障害」や「障害のある人」についての正しい理解という文言が入っているのですけれども、この少しこういう書き方については違和感がありまして、正しい理解、では障害のある人についての正しい理解って何を意味しているのかなというような、障害のない人についての正しい理解はどういうふうに考えればいいのかと感じました。思い切って障害についての理解としたほうがいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>わざわざ正しいという言葉をつけることがかえって不自然ではないかということかと思うのですが、御担当課、御回答いただけますか。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>藤山さん。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>おっしゃっていただいたように、正しいということが、なかなか何をもって正しいのかということが言いにくいということはおっしゃる</p>

新野会長	とおりでと思います。ほかの委員の方もそれで問題がなさそうであれば、この正しいという部分については文書から消去したいなと思っております。ほかの委員の方もそれでよろしいかどうかの確認だけお願い出来たらと思います。
森川委員	いかがでしょうか。 ほかの委員さん御意見等ございますでしょうか。 正しいを削除するでよいと思われる方、ではちょっとお手を。 御意見、森川さん御意見です。
新野会長	森川です。 先ほどおっしゃったように、正しい理解という言葉は確かに違和感を感じます。簡単に理解という言葉だけでいいのではないかと思います。ただ、障害のある人、例えば視覚障害である、聴覚障害であるという言葉に対しても、実際障害を持つ環境や性格などいろいろなものがあると思います。ですので、その状況や環境、特性に対する理解という言葉をつけていただきたいと思います。
森川委員	ありがとうございます。 新たに提案が出てまいりましたけれども、いかがでしょう。 正しいというのはとるとするのは賛成である。しかし特性についての理解というような言葉を加えてはいかがかと、そういう御意見だったと思います。
新野会長	状況や環境に合わせたというあたりをつけていただくのがいいかと思えます。 状況や環境に合わせた、合わせて、しかも特性に応じた。そのあたりの言葉。
森川委員	はい、その3点です。
新野会長	ちょっと言葉の並べ方でございますが、御検討いただけますでしょうか。
藤山障害福祉課計画推進係長	いただいた御意見に沿って、ちょっとこちらのほうでも表現等については検討させていただきたいと思います。 ありがとうございます。
新野会長	太田委員さん。
太田委員	森川委員の提案した内容で私もいいと思いますので、御検討よろしくお願ひいたします。
新野会長	では、ここの部分は正しいという言い方ではなくて、新たな言葉をどのようにつければいいのかというのは事務局で御検討いただいて、次回御報告をいただきたいということにいたします。 よろしゅうございますでしょうか。 ほかにこの1節に関して。

中西委員

中西委員さん。

中西ですけれども、同じく1番のところなんですけれども、たくさんリーフレットとか配っていただいて、すごいなと思っていたんですけれども、特にこういう差別とかの問題に関しては、その理解もそうなんですけれども、本人、周りの人らが行動しないようなことというのはすごく大事に思いまして、研究とかを見ていたら、やっぱりその理解をしていくことも大事なんですけど、理解以上に、やはりそういう差別的な行為をしないということを、どうするかということは最近テーマになっているので、そのあたりをいかに言うのかというのが、今後大事かなと思うので、もし可能でしたら理解を促すだけじゃなくて、その周囲の方たち、そういう行動をとらないような、これ実はあんまりきちっと研究もされてなくて、知ってる限りではなかなかそういう手法がないんですけれども、ただ、実際は理解とそこはどうも違うらしいということが近年分かってきたので、もし、そういうことであれば。

あと1点、これがどこまで理解されたりしたかという評価を、ぜひとれたらすごくいいなと思いまして、どこまでこういう、いわゆる社会的な偏見とかが減っていったかということは、幾つかそういうのを見るような指標も出てますので、もしよければそういう形で、配っただけ以上にそういうのを評価されていたら、僕はもっとすごいかと思いますけども、また、その辺もお考えいただいて、考慮いただけたらと思いますけれども、以上です。

新野会長

新しい御提案を頂戴いたしました。

事務局、何かお返事がございますでしょうか。

藤山障害福祉課計画推進係長

ありがとうございます。

大きく中身としては、まず理解を促して、その理解を促した結果がどういう形で市内に、市民の間に広がっていくのかというところを、やはり効果を図るというような中身をどこかに盛り込めたらということをもまず1点思ったことと、あとは行動につなげると、その理解から行動につなげるというところを、何らか表現出来ないかというような内容だったかなと思っております。そこも先ほどの部分と合わせて表現等については内部で一度検討させていただきたいと思っています。

新野会長

ありがとうございます。

ただいまの御意見を反映して、文書を作り直していただくということで、御了解をいただきました。

さて、ほかに1節に関して御意見や御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、この1節は、ここまでとしまして、2節、新計画ですね。2

5 ページ以降です。

第2節、ここをお開けくださいませ。これも「者」のほうは藤山さん、「児」のほうは藤岡さんに御説明をお願いいたします。

では、ここからは、新たに策定をいたします障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の成果目標及び活動指標について、御説明をさせていただきます。資料は25ページからになります。

なお、最初の説明でも申し上げましたとおり、本日の資料の段階では、成果目標及び活動指標の項目と、その設定に係る考え方までをお示しするものでして、具体的数値については今後お示しをさせていただく予定です。

まず、成果目標についてです。最初の地域移行に関する2つの成果目標については、従来計画と同じ項目になっておりまして、国、大阪府の基準に沿った目標設定とする予定ですが、第5期計画においても目標に対する達成率が芳しくない項目であったことや、この後にも説明をさせていただきます、地域生活支援拠点の機能を整備することなどから、目標を達成していけるよう、受け皿となるサービスの見込み量や、ケース単位で地域移行に取り組む動きにも反映をさせていく考えです。

2つ目の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの項目につきましては、主に精神科病院に入院されている方に関する目標で、数値といたしましては第6期計画から新たに設定される項目です。目標として3つ掲げております。退院後1年以内の地域における平均生活日数、1年以上の長期入院患者数、早期の退院率、この3つについては、いずれも市が単独で調査や把握が出来る項目ではありませんで、大阪府から提供されるデータによってのみ把握が可能となっております。そのことから、最初の計画ということもありまして、大阪府の基準に沿った目標設定とした上で、その達成に向けた具体的な動きについても、大阪府と連携を図りながら進めていく考えです。

3つ目の地域生活支援拠点に関しましては、この後、本日の2つ目の議題で内容については取り上げさせていただきますが、令和2年度末、今年度末をもって整備を完了する予定です。第6期の計画期間におきましては、整備をいたしました拠点の各機能について、定期的な検証の場を設けることを目標として設定しています。

4つ目の就労に関する目標では、福祉施設から一般就労への移行数に関しまして、全体としての人数に加えて、サービスの種別ごとにも細分化した目標を設定することとしました。また、平成30年度に新たに設けられたサービスである就労定着支援に関する項目では、サービスそのものの利用率を上げるための目標と、その事業所の支援によ

って職場定着をした人の率を上げる目標の2つを設定しています。また、就労継続支援B型事業所の平均月額工賃に関する目標は、第5期計画において目標が達成出来ていないという、今の現状を踏まえて第6期の目標数値を設定する予定をしています。

5つ目の障害福祉サービスの質の向上に関する目標については、新たに設定したものになります。ここで一旦、資料の2のほうの1ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、この項目が設定されたその趣旨として、障害福祉サービス事業所等における請求事務やサービス提供に関しまして、審査や指導などを適切に行うことで質の向上を図ることが示されています。これを踏まえて、市としても成果目標を設定していくと考えています。

続きまして、資料の1のほうに戻っていただきまして、活動指標についてです。自立支援給付については資料1の31ページから、地域生活支援事業については39ページからそれぞれお示しをしています。その両方に共通した考え方といたしまして、サービスの見込み量は、過去3か年の実績に、この令和2年度途中の実績を勘案して見込むというやり方を基本とした上で、その他勘案すべき事情のあるサービス等については、見込み量の設定の考え方のところに個別に記載をしています。

中でも、重度訪問介護や短期入所、共同生活援助といった、地域生活の受け皿となる主なサービスや、計画相談支援などは、地域生活支援拠点の機能を果たす中で利用されていくことが想定されるサービスであることから、その分増加を見込む予定をしています。

また、見込み量の確保に関する方策においても、人材の確保・養成に向けた取組など、地域生活支援拠点に関連した項目を新たに追加しています。

次に、資料2の3ページと4ページ、見開きのような形になるかもしれませんが、御覧ください。大阪府の考え方におきまして、新たに追加された項目になります。先に説明いたしました成果目標と関連した内容のものになっておりまして、成果目標を達成するための体制として、見込むべき指標になります。これらの指標につきましては、過去の実績がないものも含まれておりますので、大阪府や他の市町村の考え方を確認しながら、数値等を設定していく考えです。

この後は障害児福祉計画について、子育て支援課から説明をさせていただきます。

藤岡子育て支援課発達支援

子育て支援課の藤岡です。

資料のほうでいいますと45ページを御覧ください。こちらは、成果

係長	<p>目標、活動指標設定に当たっての障害児福祉計画においての基本的な考え方ということで、これもほぼ1期の内容を継承させていただいているんですけど、四角囲みの中の、その5つの指針ということを中心に考えていくということで上げさせていただいております。</p> <p>続きまして、46ページからが成果目標になります。こちらの5つの成果目標についてですけれども、先ほどの現行の計画の評価のところでも書いているんですけど、数値的には第1期の計画期におきまして、目標がほぼ達成できているようなことになっております。併せて今回、この大阪府からの考え方が示されてきましたけれども、それについても大きな変更もないということなので、今回の基本的な考え方を再度よく吟味いたしまして、それを基に数値と一緒に今後お示しさせていただきます。</p> <p>続いて活動指標についてです。48ページになります。</p> <p>これについても障害福祉計画と同様、過去3年間の実績に今年度の途中までの実績を勘案して、見込むことになります。その他、その勘案すべき事情のあるサービスについては個別に記載させていただいております。</p> <p>最後になりますが、50ページを御覧ください。</p> <p>先ほども若干説明させていただきました。障害児通学支援事業についてであります。この事業につきましては、昨年、令和元年の2学期から開始しました事業で、まだ実際の実施期間が短くて、実績がそれほど上がっていません。なおかつ、今年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で学校が臨時休業ということでもありますので、実績というの伸びていない状況であります。この2か年の実績からというよりは、制度開始当初の想定数などから見込むことになろうかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第2節に書かれております。新計画の御説明をしていただきました。</p> <p>第2節、そして第3節も。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>すみません。もう一つ御説明するのを忘れておりました。</p>
新野会長	<p>第3節がでございます。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>そうですね。3節以降といたしますか、資料でいいですかと資料2の2です。</p> <p>2の2ページ目、これが今般の大阪府のほうから示された基本的な</p>

考え方になるんですけれども、この中で全く前回の計画の中では入ってなかった指標というのが示されていて、その中身について説明させていただきます。

具体的には、その2ページの中ほどの一覧表のところの下から3番目と2番目の項目になります。余りお聞き及びのない言葉かなと思いますので、その辺の要望の説明からさせていただきたいと思います。併せて現状の本市におけるそれぞれの実施状況であるとか、そういうことも加えて御説明させていただきます。

ペアレントトレーニングといいますのは、障害のある子供さんの保護者の、子供の暮らしを支える力を向上させるためのプログラムということであります。ペアレントプログラムについてもほぼ同様の内容で、そのペアレントトレーニングをもう少し裾野を広げたというか、簡易な形で実施出来るようにしたものと考えております。

大阪府で以前からペアレントトレーニング・インストラクター養成研修ということで、過去に何度か実施されておきまして、本市におきましても、児童発達支援センター具体的には「あけぼの学園」で職員が、この研修を受講しまして、一定のノウハウを見につけてまして、実際にペアレントトレーニングですとか、ペアレントプログラムというものを、「あけぼの学園」で実施しております。

また、それ以外についても民間の事業者さん放課後等デイですとか、児童発達支援の事業者においても実施はされております。

その下です。ペアレントメンターですけれども、こちらについては発達障害等の障害の子を持つ親御さんが、その経験を生かし、別の発達障害等の子供さんの親御さんに対して助言をするような方のことということになります。

こちらについても、現在大阪府で実施されています。大阪府ペアレントメンター事業という中では、府が実施する研修を受けられた実際のペアレントメンターさんというのを、大阪府の発達障害者支援センター、「アクトおおさか」というところあるんですけれども、そちらに登録されていて、この人たちを、本市におきましても研修会の講師で呼び出すような活用をさせていただいているというような現状であります。

実際の、今後の活動の指標設定の考え方についても、まだ趣旨を理解できていないところもありますので、急ぎ、趣旨をよく吟味させていただきまして、それから指標を設定したものを次回にはお示し出来ることと考えております。

もう一点、あと、今回の資料には全然入っておりませんが、もともとの障害児福祉計画（第1期）で、成果目標と活動指標に加えるよう

な形で、その背景となります学校や保育所、幼稚園等に在籍されている障害のある子供さんの数です。児童さん、生徒さんの数というのを参考資料でつけさせていただいていたと思いますが、これにつきましても、次回お示しする中では、用意させていただく予定をしております。

以上でございます。

ありがとうございました。

第3節の障害児福祉計画のほうで、追加で大阪府が出したこの資料を、説明を加えながら説明をしていただきました。

この資料が出来た時点では、大阪府の基本的な考え方が示され次第設定しますというふうに記入されている箇所、ここを口頭で加えて説明をしていただいたということだと思います。

では、いかがでしょうか。第2節と第3節の御説明に関して御意見や御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

すみません。

森脇さんですね。お願いいたします。

よろしくお願いします。

2点あるんですけども、すみません。まず1点です。

先ほどのペアレントメンターとか、ペアレントトレーニングの件なんですけれども、私たちというか、私たちも当事者の母なので、そういう活動をやりたいなということは思って、いろいろ過去を調べていたんですよね。ペアレントメンターというものはあるということは知ったんですけれども、数年前はすごく人気があって、大阪府も何度も授業を、講座も持たれてたんですけれども、ここ2年ぐらい講座が見つからない、すごく遠い大阪の南のほうだったりとかする形だったんですね。なので子供のこともあって受けることがなかなか出来ないような状況だったんです。もし出来るのであれば、茨木市で開催していただけたらすると学ぶ機会があって、やっぱり私たちも中学校、高校ぐらいの保護者ってちょっと落ち着いてきているので、これから、今ちょうど困っている幼稚園とか、小学生の保護者に対して、こういう経験したよとあって、身近な情報ってとてもほしいので、そういうことを伝えられる機会になるんですね。ただ、やっぱり普通の保護者なので、資格だったりとか、そのちゃんとどういうふうに伝えるのかとか、プライバシーの問題とかね。何かどこまでどう踏み込んでいいのかということとかも、やっぱり勉強しておかないといろんなことに、トラブルの基になったりとかすることがあるので。今回ペアレントメンターとか、そういうことでちゃんと資格をとるか、受講してましたよというものがあれば安心して、また困ったときに相談出来る場所

新野会長

森脇委員
新野会長
森脇委員

があれば、すごくありがたいなと思いますので、開催のちょっとこう方向を、開催していただけたらすごく助かるなということをお伝え出来たらと思っております。

あと、もう一点、45ページの一番、第2期計画の目標設定と実現に向けた取組ということで、5項目あると思うんです。乳幼児から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制と構築とかいうこととか、やっぱり教育。保育、教育、医療の連携ということも書かれています。この会議でもう話し合っていくことになっていくと思うんですよね。次の新しい計画から、出来れば保育幼稚園課の職員だったり、教育委員会の方が一緒に話を聞いて、この委員さんの意見を聞いていただいたり、直接、今こういう形で進めています。障害というか、発達障害の子も含めて、子供たちの環境をこういうふうに今考えていますという事を聞かせていただけたら、すごく話がうまくかみ合っていくと思いますので、次の計画から職員さん一緒に考えていただけたらいいなというふうに思っておりますので、御検討いただければと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

2つのことをおっしゃっていただきました。

ペアレントメンターというのが大阪府の資料で登場する。今後どのように茨木市ではこれを取り込んでいけばいいのかということですよ。

もう一点は、切れ目のない地域支援体制の構築についての御意見でした。保育幼稚園課にも加わってもらいたいということだったと思います。

お答えいただけますでしょうか。事務局として。

2点目のご質問は、この場ですぐにすべてお答え出来るものではないかなと思いますが、ペアレントメンターの実施というものにつきましては、大阪府がやられることの場所の誘致みたいなことでならすぐにでも取りかかれるかなとは思いますが、実際に市で実施するとなると、人材であったり、方法であったりということも課題にはなってくると思いますので、そのあたりを検討させていただきたいと思

います。2番目の保育幼稚園課等の参加ということにつきましても、同様なんですけれども、この場でお答え出来ることではないんですけども、貴重な御意見として検討、反映させていただきたいと思

いますので、よろしく願いいたします。

はい、森脇さん。追加でございます。

新野会長

藤岡子育て支援課発達支援係長

新野会長

森脇委員	<p>やっぱり保育幼稚園課と教育委員会に入っていたきたいという思いがあるのは、教員の方が小学校、中学生って9年ありますので、教員の方がどれだけ理解しているかで、やっぱり子供たちの環境というのは全く違うと思うんです。教育委員会が中に入っていたくということも、すごく重要ということも感じておりますので、そこをまた御検討いただけたらとても、保護者として、みんなそういうふうに保護者は思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
新野会長	<p>貴重な御提案をいただきましたのでどうぞ、御検討をしておいていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはいかがでございますか。</p> <p>ほかには、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>太田さんです。</p>
太田委員	<p>25ページのところなんですけれども、この福祉施設の入所者の地域生活への移行のところなんです。第5期のほうでの評価については、これはなかなか進んでないと、課題がたくさんあるということでした。これを、この第6期の計画において方針、今後の方向性については入れていくということで、先ほど説明があったんですけれども、ここにはその課題についての具体的な方向性ですね。ということが書かれてないんですが、そういったことは盛り込む予定にはなってないのでしょうか。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>藤山さんからお答えがございましたでしょうか。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この成果目標という項目に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、その国・府に沿った成果目標になります。</p> <p>先ほど見込み量のところで少し説明に触れましたけれども、地域生活への移行ということに関しましては、この後の説明とも重なるんですが、地域生活支援拠点の整備と、その機能が果たされていくということと、密接な関係があるかなと思っています。その地域生活支援拠点、今地域に暮らすことが出来ていない方が、新たに地域に暮らしたいという方を把握して、その方に対してきっちりとした支援をしていくということになるんですけれども、その受け皿となるいろいろなサービスについて見込み量を増加する形で見込むということが、市としての方向性を示したものになるというふうにはいって考えています。</p>
新野会長 太田委員	<p>太田さんが、追加がございます。</p> <p>対策として、この地域生活支援拠点を進めることで解決していくという方向性ということなのかと、今お聞きしていて思ったのですが、</p>

新野会長	<p>そういったことを、ここの地域移行のところにしておくようにしないと、この評価して課題があるというところで終わってしまっていますので、しっかりとそのような方向性というのは、ここにしておく必要があるのではないかなと思いましたが、入れられないものなんですかね。</p> <p>方向性を文書に示すという御意見ですが、いかがでしょう。</p> <p>藤山さん。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>これは地域移行のところに限った話ではないんですが、この成果目標のところには、目標値設定の考え方というのが、各目標値のところに書かせていただいています。なので、この目標値はどういう考えで設定したのかということの説明した内容になります。太田委員のおっしゃる内容を盛り込もうと思うと、例えば目標値達成のための方策みたいなものを、各項目について付すべきではないかというような御指摘と考えたらよろしいのでしょうか。</p>
太田委員	<p>そういうことです。それは必要なことだと思いますし、この地域移行については、これまでもいろいろな提案をさせてもらったと思いますので、そういった意見も含めて今後の方向性に入れていただければと思います。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>各項目に入れていくのか、あるいはこの第6期計画の目標設定と実現に向けた取組という一番上のところがあるかと思いますが、ここに表現をしていくのか、その辺も含めて検討はさせていただきたいと思いますが、やはり目標を立てたのであれば、それをどのように達成していくのかということを示すべきではないかとおっしゃっていただいた太田委員のお話はもっともな部分あると思いますので、表現については考えていきたいと思っています。</p>
新野会長 太田委員 新野会長	<p>太田委員さん、よろしゅうございますか。</p> <p>はい。</p> <p>では、文書をどのように、どこに入れるのかということも含めまして、事務局御検討いただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>太田さん、もう一つございます。</p>
太田委員	<p>32ページのところなんですけど、訪問系サービスの説明、事業内容、説明が入っているんですけども、この中の重度訪問介護ですね。この重度訪問介護の事業内容の説明のところはこの制度は見守り等を含む支援というものが入っている制度になっています。そういった特徴がありますので、そこは、この説明の中に追記していただければと思います。余り御存じの方がいらっしゃらないので、そこはしっかりと入れておいていただきたいと思います。</p>

それと33ページのところの数値についてですけれども、特にこれまでも提案をさせてきていただいていますけれども、知的障害者の重度訪問介護ですね。これについては前年度、自立支援協議会の障害福祉フェスタの中でも「道草」という映画を上映会等ですね。この知的障害者の重度訪問介護を使った自立生活の取組というところを、市としても重点的に取り組んできているところがあります。

また、全国的にも相模原の障害者殺傷事件のところから、そこで被害に遭われた方が、重度訪問介護を使って地域生活を今始めているというような全国的な動きもありますし、また、私の所属している「ぽんがぽん」で取り組んでいる取組についてもNHKのEテレで取り上げられたりというようなこともありますので、これは茨木市としても先進的に取り組んできている。本当に素晴らしいことだと思いますので、そこについては増やしていくという方向性で書かれていますけれども、特に知的障害者の重度訪問介護、これについてはしっかりと増やしていただきたいと思います。

もちろん事業所としても、それについては協力をしていきたいと思っていますので、現時点である程度、どの程度を想定しているのか、出来れば教えていただきたいなと思います。

ありがとうございました。

重度訪問介護についての御質問でございます。今の時点でお答えいただけることがありましたら。

ありがとうございます。

まず、サービスの説明についてですけれども、そこにつきましては、重度訪問介護以外のサービスも含めて、サービスの説明については、表現をもう一度確認をさせていただきたいと思っています。

そして、量ですね。見込み量につきましては、現時点、個別のサービスについてこれぐらいということは現時点ではお答えが難しいと思っています。

ただ、この計画案を策定する前のヒアリングを実施させていただいた際に、事業所連絡会の方々とヒアリングをさせていただいた際に、こういった地域生活また知的障害者の方も含めて、地域生活のために重度訪問介護を使いたい、今は使っていないけれども使いたいという方のニーズ、潜在的ニーズというのはあるんですかねと、市のほうから事業所様にお尋ねをさせていただきましたら、たくさんあるよということでお答えをいただいています。ですので、そのたくさんあるとおっしゃっていただいている方を、もう少し具体的に市の相談等を通じてお聞かせいただいて、それがどういう形でサービスを含めた生活を作っていくのかということが具体化出来れば、必然的に見込み量が

新野会長

藤山障害福祉
課計画推進係
長

<p>新野会長 太田委員 新野会長</p>	<p>増えていくのかなと思っていますので、また事業所連絡会の方にお話を詳細にお伺いをして見込み量設定に反映させていきたいと思っています。</p> <p>よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>今後、事務局が現場との関係の中で、数値等を決めていってくださるということになるようです。</p>
<p>太田委員 新野会長 太田委員</p>	<p>さて、ほかにございますか。</p> <p>そしたら後一つ。</p> <p>まだもう一つございます。</p> <p>39ページのところですけれども、この真ん中あたりでしょうか。地区保健福祉センターということが触れられているんですけれども、この地区保健福祉センターについて、少しお時間をとっていただきたいと思うのですが、その他のところでさせてもらってもいいかと思うのですけれども、あるいはここで、お伝えさせてもらっていいかも分からない。</p>
<p>新野会長</p>	<p>いかがでしょうか。</p> <p>以前から地区保健福祉センターについては、こういう資料が配られて、説明が進められてまいりましたけれども、ここで、この会議で詳しい説明、今どのように進捗しているのかというようなことをお話いただけますでしょうか。</p>
<p>北川健康福祉 部長</p>	<p>北川部長。</p> <p>部長の北川でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>今、お手元に、こちらの計画書をお持ちいただいておりますが、そこの46ページ、47ページが地区保健福祉センターになります。ここで話させていただいてよろしいですか。</p>
<p>新野会長</p>	<p>では、後ほど、その他でさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>では、この議題はここで終了とさせていただきますして、次の議題2これに移ります。地域生活支援拠点等の整備状況についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。中村さん。</p>
<p>中村相談支援 課副主幹</p>	<p>相談支援課の中村です。</p> <p>資料3「地域生活支援拠点等の整備について」を御確認ください。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備については、国から平成29年度末までに市又は圏域に少なくとも一つ整備することと示されていましたが、全国的に整備が進まない中、令和2年度末までに整備をすると目標の修正があり、茨木市においても、生涯福祉計画（第5期）に令和2年度末までに少なくとも一つ整備をするとしたものです。</p>

地域生活支援拠点等の整備が必要となった背景としては、障害児も含めてですが、障害の重度化や高齢化、親亡き後の問題点など障害状況や生活状況が変わることで、地域で生活を送ることが難しくなったり、施設入所や長期入院の方が地域で生活したいと思っても、それが難しかったりするなど、本人が地域での生活を望んでいるにも関わらず、それがかなわないという場合が少なからずありました。そのような地域で暮らしたい、暮らし続けたいという方が地域で暮らしていくために、地域での生活を地域全体で支える体制を構築する必要がありました。

地域での生活を支えるために備えるべき機能として、国から示されているのは、資料2にお示ししています5つの機能になります。

茨木市では、整備手法として、障害者等の地域での生活を支える様々な既存の施設、障害福祉サービスなどを有機的に結び付ける、あるいは、新たな位置づけや取組を付加することで、その機能を果たしていくという「面的整備」の方針を進めるとし、令和2年度末までに5つの機能全てを備えるとしています。

整備に当たっては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、この3つの機能については、個別事案に対しての地域生活を支える支援となります。3ページ目の④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりのこの二つの機能については、個別事案から見えてきた課題に対し、専門的人材の確保や養成、関係機関と連携体制を構築することで地域全体で生活を支える支援となります。

具体的には、①相談の機能として、地域での生活が難しくなることが想定される世帯を事前に把握し、必要な支援につなげていくために登録制の導入を考えています。登録までの流れについては、指定相談支援事業所と市内10カ所の障害者相談支援センター、そして基幹相談支援センターで構築している本市の相談支援体制を活用し、どこにでも相談できる体制をつくるほか、日常の支援や関わりの中でも対象となる世帯の把握や、情報提供ができるようにしていきます。

次に②の緊急時の受け入れ・対応の機能について、例えば介護者の急病等で介護が困難となり、在宅生活が送れなくなる等の緊急時の対応が必要となることが想定される場合には、あらかじめ緊急時から、短期入所等の受け入れ調整までの対応を決めておいたり、関係機関の役割を明確にしておいたりすることで、在宅生活の安心感を担保することができるものと考えます。

また緊急時に短期入所等を利用する場合、初めて利用する人も受け入れる側も不安があるため、利用を敬遠されてしまうことがあることから、平常時から関係機関で情報共有を図り、緊急時に受け入れ候補

となる短期入所等を経験することで、利用時及び受け入れ時の不安を解消することができるのではないかと考えます。

受け入れ先の候補として、短期入所の障害福祉サービス以外に、例えば医療的なケアが必要な場合は、医療機関を利用したり、また親族などで、そのときは対応することができるという場合など、様々な受け入れ先を想定しています。

③体験の機会、場の機能について、既存の障害福祉サービスを利用することによって、体験の機会を確保することとしています。グループホーム等の地域の社会資源を活用し、家族と離れて宿泊体験を行う機会とする等、自立へのきっかけづくりを行っていきます。

3 ページ、④専門的人材の確保・養成の機能について、人材確保等の取組において、障害福祉センターハートフルを専門的人材の確保、養成の場として位置づけ、関係機関と連携し、中心的な役割を担っていきます。また、地域の人材確保・養成ニーズを集約する仕組みの構築においては、障害福祉サービス事業所連絡会及び障害者地域自立支援協議会と協働し、市内の支援事業所等の現場において必要とされている人材の確保・養成が行えるよう、研修等の企画立案を行っていきます。

取組に係る費用負担については、市として予算化し、安定的な実施につなげていきます。

⑤地域の体制づくりの機能について、地域全体で障害者等の地域生活を支える体制の構築に当たり、地域の実情に沿った地域づくりの必要性があることから、まずは東圏域に設置します（仮称）地区保健福祉センターを活用して、関係機関と調整し、協議の場を設定することを考えています。関係機関による協議の場において、個別事例の積み重ねから地域に共通する課題をとらえ、解決策を協議するなど、切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療・地域等の連携体制の構築を進めていきたいと考えています。

令和3年4月の開始に向けて、このように整備を進めていきますが、各機能の整備にあたっては、不足や不備等があるかもしれません。開始後、一定時期において効果検証を行い、その結果を基に適宜修正する等見直しを行う等、取り組んでいきたいと考えています。報告は以上です。

新野会長

ありがとうございました。新しい地域生活支援拠点等の整備について御説明をいただきましたが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

皆様方からの御意見が、この新しい計画の中に反映されていけばよろしいかと思っておりますので、積極的に御発言、御意見をお願いしたいと

思います。森脇委員さん。

森脇です。よろしくお願いいたします。今後の地域生活拠点の整備というのは、私は保護者として見たときに、安心につながるシステムだなということを感じますので、できるだけ早くこういう形を実現していただきたいなというふうに思っています。

その中で、この面的整備型という1ページ目の図をみたときに、緊急時の受け入れというところの横に短期入所等というところで、受け入れ場所が書いてあったんですね。今説明をしていただいて、どういふところに「受け入れ先」と考えていらっしゃるのかと教えてもらったんですけど。私的に思うんですけども、先ほど聞いたときには、医療機関だったりとか、親族ということを手挙げていただいていたと思うんですけども。私は社会福祉制度が担うべきだというふうに思っています。短期入所の社会福祉制度の一つだと思うんですけども、茨木市は、短期入所の事業所が他市よりも少ないような気がするんですね。幾つかあるんですけど、事業所に通っていらっしゃる方が行ける短期入所だったりとかいうことが人数の枠が少な過ぎて、そういう形をとられているところもあったりするので。緊急のときというところで、考えると枠が少ない。短期入所というところで担うのは、枠が少ないんじゃないかというふうに思うんですよ。今後、ほかのところ。資料1とかでもグループホームを増やしていったほうが、社会資源としてグループホームとかいうことも書かれていたので、できるならば成人の方は、グループホームがそういう先になればいいかなと思ったりしました。それは、短期入所というのは、普段から使っている方がいらっしゃるじゃないですか。もともとは少ない上に、緊急時というふうになると、もともと利用されていた方が「受け入れがちょっとできないです」ということが言われる可能性があるということが、私たちの不安になってきます。

勝手に私が思うのは、児童さんとか、短期でもいいけれども成人の方は、グループホームでという形で、できればグループホームのほうが生活の長期化した場合でも安定して生活ができるんじゃないかということが思ったことなんです。

私の先輩ママさんとかの話を見ると、短期入所で長期というのは難しいので、転々としてしまうケースがあるという話を聞いたことがあるんですよ。それは利用者さんとしては、もともと不安定な生活の中、家族の方が病気になられて、お家から短期入所のところを使われるということ自体も不安定な中、いろんなところを見に行く可能性があるというのは、あまりよくないことだと思うんですよ。なので、そういうふうにグループホームは、グループホームの役割がもちろん

あるんですけれども、たくさんできることによって、空きが出たときに、そのときに「緊急の方どうですか」みたいなことができるんだったら、そっちのほうが短期入所を転々とするよりかは、いい形じゃないかと思う。これは個人の考えなんですけれども感じます。なので、今の実情、グループホームという役割からちょっと外れるかも、外れるというか、プラスの役割という形にはなってくると思うんですけれども。そこの事業所と話し合っていて、本当に緊急時、どういう形で当事者の方の生活を守るかというところを考えていただきたいと思いますというふうに思っています。

専門的な人材の確保のために、市も費用負担というふうに書いてくださっているんです。それはすごく人材が増えていくことは、福祉制度を安定的に運営していく中で、とても大切なことで、すごくいいことだと思えます。もし緊急時に受け入れる事業所にも同じように、そういうふうな事業所に緊急時、そういう当事者の方を受け入れてくれたということでの費用のことも考えていただいて、事業所にも全然知らないというか、自分の事業所を使ったことがない方が来られるということ自体も。事業所は、とても支援員さんで苦労されるという話も聞いておりますので、そういうところも含めて、いろんな面でバックアップしていただいたら、私も将来、高齢化というか年をとっていくことになるので、安心した茨木市の社会福祉制度になるんじゃないかなというふうには思いました。すみません、長くなってしまって申し訳ないです。

新野会長

新しく今後、取り組んでいく整備について、貴重な御意見をいただきましたと思います。何か事務局補足がありますか。

太田委員

森脇委員の話に関連して。確かに森脇委員が言うように、短期入所の事業所というのは足りてないですし、実際に緊急時に受け入れられるかというのは、まず難しいですね。グループホームの活用とか、そういうことも、もちろん考える必要があると思うんですけれども。しっかりと緊急時の受け入れができるような、制度をどの制度を使うかは、また検討でしょうけれども。そういったものが必要であると。それは、また今後、走りながら考えていくことになるのかなと思います。

ただ一方で、先ほど話があったように、これまで支援をしていないところで、特に行動障害がある人とかが来られても支援ができないですね。そのときは、本人さんがすごく困ってしまうし、そういうことが虐待とかいうことにつながっていくことになってしまうので、制度として、例えばできることは、受け入れ先への配慮もそうですけれども。短期入所を初めて使うとき。それまで支援していた機関が一時的

新野会長	<p>にサポートで入る。全くその利用者さんのことを知らない人を急に支援できませんから。それまで支援していたところは、フォローで入る。これを少し補助をつけるとか、というような形で利用者さんも受け入れ先も困らないような、そういう形というのは、補助として必要ではないかなと。でなければ、本当に行動障害のある人を緊急で受け入れて、本人さんが困らないように、あるいは受け入れ先が困らないようになってことは、まずできないですから。そういった工夫を考えてほしいなと思います。</p>
岡田委員	<p>次々貴重な御意見が出てまいりました。ほかの委員さんいかがでしょうか。「利用者も受け入れ先も困らない工夫が必要です」ということをおっしゃっていただきました。そのために専門人材の確保や養成も非常に大事なことであるというお話が出てまいりました。これを具体的に、どういう形でこの計画の中に盛り込んでいくかというのが、今後の課題になってくると思うのですが。ほかの委員さんいかがでしょうかね。御意見お持ちでしたら、この際、出していただきたいと思います。岡田さん。お願いします。</p>
新野会長 森脇委員	<p>今、森脇さんがグループホームの機能にそういうものをつけたらとおっしゃいましたけれども。ちょっとそれは、生活の場ですから、急に緊急の方が見えても困られるかなというふうに私は感じたんですけれども。そういうほかのところで、ぜひ市として、そういう機能を持つような場所を造るべきだと思いました。</p>
新野会長 森脇委員	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>そういう意見も私、本当だなと思ったので。慶徳会さんとかは、ショートもやられているんですけれども、ロングのショートをされているということもあるんですよね。緊急時でも1泊2日とかじゃなくて、長期滞在でいけるということがあるというのを私は聞いたことがあって、ちょっと確認もさせてもらったら「あるよ」ということを言われていたんですよね。そういう形が結構、皆さん知られてなくて。保護者も知られてなくて、「そういうのってすごく助かりました」と言われた方もいらっしゃいますって。「結構知られてないんですね」と言われていたので、そういう形で保護者が知らない不安というものもありますし、事業所さんもそういう形の受け入れの環境を考えていただけたらという提案みたいなことも含めて、いろんな形で考えていただけたらありがたいなと思いました。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。貴重な御意見がたくさん出ましたので、中村さん、どうぞ。十分練っていただきまして、計画に反映をしていただけたらと思いますが、今の時点で御意見ございますか。</p>
中村相談支援	<p>本当にたくさん貴重な御意見ありがとうございました。この地域生活</p>

課副主幹	<p>支援拠点等の整備にあたっては、①の相談でしっかりその方を把握していき、次にその方の緊急の際に慌てて対応をすることのないよう、事前準備をしていくということと、③の体験の機会・場で、今後、地域でどのような生活を送りたいかを考えるきっかけとして、様々な社会資源を活用していくことを考えています。</p>
新野会長	<p>皆さんからいただきました、いろいろな具体的な意見も踏まえて、今後、どのように整備していけばいいかを考えていきたいと思っています。</p> <p>ありがとうございました。ここで出ました意見を踏まえていただきまして、次へと進めていただけたらと思います。</p> <p>さて、時間が迫ってまいりましたので、ただいまの説明の中の⑤地域の体制づくりの中にも登場してまいります「地区保健福祉センター」これの進捗状況。これについて議題の3で取り上げてほしいという、そういう御要望がありましたので、ここに移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。</p>
北川健康福祉部長	<p>では、議題3その他で、地区保健福祉センターの進捗状況、状況説明を北川部長からお願いいたします。</p> <p>計画書のほう6ページを見ていただきたいと思います。お持ちでしょうか。</p> <p>我々が策定して計画を進めております、総合保健福祉計画というのが一番上にありまして、その下に地域福祉、高齢介護の計画、そしてこの場で議論いただいております障害の計画、それとその横には健康、食育の計画があるというところで、上のほうに総合保健福祉計画があるという認識を改めて持っていただきたいと思います。そして46ページ、47ページに太田委員のほうから地区保健福祉センターについて、御質問があったかと思えます。これは3年前に作らせていただいて、地区保健福祉センターのイメージということで書かせていただいています。</p> <p>今回、ここで進捗状況どうこうという細かい話は控えさせていただきます。なぜかと言いますと、地区保健福祉センターを整備するために、やはりハード面の整備というのが必要であったというところで、もともとのデイサービスセンターを改修して整備を進めておりまして、何とか西河原と葦原、沢池のデイサービスセンターを改築して、今地区保健福祉センターを造るための工事をしているところでございます。来年度、もともと西側のデイがあった東地区のほうから開始をするという予定をしております。それと中身の話なんですけれども、地区保健福祉センターの内容については、この46ページのところの5圏域（地区保健福祉センター）の中で保健センターの機能、専門相談</p>

支援の機能、保健福祉共通機能というものを書かせていただいております。これが平成30年4月に作った計画で、その間、国のほうで新たな断らない相談であるとか、重層的な支援に対してという国のほうの新たな考え方が示されておると、また、保健と介護を一体的に考えていきたいと思いますという考え方もあります。それをいかにセンターの機能に入れていくかというところを今、種々検討しているところでございます。

具体的な中身の説明につきましては、次回に地域福祉計画とか、高齢の計画の分科会を開く予定をしておりますので、その中で共通の案件という形でお示しさせていただきたいと思っておりますので、次の分科会の場を利用させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

ありがとうございました。太田さんお願ひします。

時間がもう30分までなんですかね。ちょっとここ時間をとってお話をしたかったんですが、今日は難しそうなんです。まず、地区保健福祉センターに関する審議自体がコロナの影響等もあると思うんですが、足りていないなというふうに感じています。特にこの障害者施策推進分科会のほうでは、ほとんど資料等も出ていない状態なんです。この審議会のほうも恐らくコロナの影響で止まったりということがあるので、しっかりと、例えば私が事業所連絡会の会長として、参加させてもらっていますけれども、その他にも全く説明も受けていませんし、意見もお伝えできていません。そういったところで別には今日は時間がないですけれども、検討の場、審議する場、それを障害者福祉の立場から、この地区保健福祉センターについて、しっかりと考える場を持っていただきたい。障害福祉の立場から地区保健福祉センターということがしっかりと考えられていないというふうに思っています。特に私が危惧しているのは、先ほど北川部長から話がありましたけれども、この総合保健福祉計画では、保健と福祉の連携というふうになっているのが、今最新の状況では、予防（保健）と福祉の一体化というような形になっています。これについては、障害者福祉の立場からは、見直しを考えていただきたいと思っております。その理由を説明したかったんですが、その時間がありませんので、また別途しっかりと障害福祉の立場から地区保健福祉センターをしっかりと考えていく場を持っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

地区保健福祉センターについての御提案、御意見でございました。この会議の中では、これ以上は議論はできないということでございますので、今の太田さんの御意見をお汲みくださいまして、次に進めていただけたらありがたいと思うところでございます。

新野会長
太田委員

新野会長

藤山障害福祉課計画推進係長	<p>では、その他はこれ以外にございますでしょうか。藤山さん。</p> <p>お時間もない中で、少しだけ。この次の会議に向けた流れを簡単に説明させていただきたいのですが、今回大阪府の資料が一部、別資料になってしまったこともありまして、本来、この第2回の本年度会議でいきたかった形までを正直なところ、お示しできてないのが現状です。第3回には、パブリックコメントまでの最後の会議になる予定をしていますので、本来であれば数字も全て入れて、今日の御指摘も修正したものを全て盛り込んでお渡しすることになりますが、ちょっと数字も全部一気に入りますので、皆様に御審議、御覧いただく内容が一度に膨大になるかなと考えておりまして、会議よりも前に、数字まで入れたものを一度、委員の皆様事前に送らせていただいて、事前に御意見を頂戴するタイミングをつくりたいと思っています。</p> <p>今日の御意見と大阪府に確認をしないといけない部分等もありますので、できましたら10月の下旬から11月の上旬になるかと思いますが、新しい計画に数字まで入れたものを委員の皆様にお送りをして御覧をいただくというタイミングをつくりたいと思っています。その内容も踏まえて、また修正等も踏まえて、第3回の会議資料ということで改めて出すということで、委員の皆様には、大変お忙しい中、資料を二度、御覧いただくようなことになるかなと思いますけれども、なにとぞ御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っています。以上です。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。審議の進捗状況によっては、臨時開催の可能性もあるというふうに前回、お聞きをしておりましたけれども、今のところは作っていただいた資料をお届けくださったもので、説明にかえていただくということでございます。</p>
太田委員	<p>障害福祉計画のほうについては、そういうことなのかもしれないですけれども、さっきお願ひした地区保健福祉センターについては、どのような予定ですか。</p>
北川健康福祉部長	<p>先ほど申し上げましたように、この分科会の中で説明します。また、高齢は高齢のところの説明します。地域福祉の計画の分科会も同じように説明します。そして、その資料を揃えた形で、お示ししたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
太田委員	<p>それまでに、意見とかをお伝えして検討する場というところは、持っていただくことは難しいでしょうか。</p>
北川健康福祉部長	<p>それは、従来どおり、分科会の中で事前に資料を送らせていただいて、事前意見という形でお聞きするという流れになってくるかなと思っています。それは、どの分科会も同様の形でしたいと思っています。</p>

太田委員	<p>ます。</p> <p>ただパブコメが1月ですか。次回11月この分科会で意見を上げたときにも、ほとんど固まってしまっていて、修正ができない段階になっているということはないでしょうかね。</p>
北川健康福祉部長	<p>障害の計画は、当然これからでいいですけども、総合保健福祉計画につきましては、基本的には3年前にできておりますので、その時点修正的なことはあるのかなと思いますけれども、基本的には中身をお示しさせていただきまして、一定、御理解をいただくというような形になってくるかなと思っております。</p>
太田委員 北川健康福祉部長	<p>地区保健福祉センターについては。</p> <p>今申しあげましたように、地区保健福祉センターにつきましては、3年前に総合保健福祉計画の中で示している計画でありますので、その中身について、国の考え方が示されて、時点修正が必要なところについては、修正した形でお示ししておりますけれども、この地区保健福祉計画の中身を見直すとか、やめるとかといったことはありません。ただ、国の考え方に合わせて、どういう形でこのセンターを事業化していくかということは、お示しさせていただいて御意見は頂戴するということになるかと思っております。</p>
太田委員	<p>より良い地区保健福祉センターにしていきたいと思っておりますので、ぜひ意見も聞いていただけて検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。では、次回の第3回分科会が11月の終わるか12月初めかに予定されていると思っておりますので、その予定については、あとで事務局のほうから御説明くださいますか。よろしゅうございますね。では、ほかの委員さん、特に御発言がなければ、時間も過ぎましたので、これで終わりにしたいと思います。事務局にお返しをいたします。</p>
石井障害福祉課課長代理	<p>委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。次回の分科会につきましては、会長が御説明いただきましたとおり、11月下旬から12月上旬頃を予定しておりますが、日のほうはまだ決まっておられませんので、開催までに改めて御案内を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本日の会議の会議録につきましては、事務局で案を作成して、後日、皆様にお送りさせていただきますので、御確認をお願いいたします。</p>
新野会長	<p>それでは、これを持ちまして、第2回茨木市障害者施策推進分科会を終了いたします。皆様、長時間の御協力ありがとうございました。</p>